

# 序章

- 1 緑の基本計画改定の趣旨
- 2 緑の基本計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 緑地の定義

# 序章

---

## 1 緑の基本計画改定の趣旨

前橋市では周辺町村との合併や中核市<sup>※</sup>へ移行したことなどを踏まえ、平成 26（2014）年 3 月に前橋市緑の基本計画の改訂を行いました。

それから 3 年が経過し、平成 29（2017）年 6 月に都市緑地法、都市公園法<sup>※</sup>の一部改正が行われ、緑地広場の創出や都市公園の再生・活性化に係る状況は変化しております。

法改正の背景としては、まちづくりの中で公園、広場、緑地等のオープンスペースに、景観や環境、防災、体験・学習・交流、にぎわいなどの多面的な機能の発揮が求められていること、また、公園ストックの老朽化の進行や有効活用の要請など、公園の質的向上が課題となっていること、一方で公園や緑地等の整備・管理を担ってきた地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や施設更新が困難な状況になりつつあること等が挙げられます。

こうした社会情勢の変化と、新たに策定された第七次前橋市総合計画などの上位関連計画を踏まえながら、今後の緑地の保全及び緑化の推進に関する取組みについて、長期的な視点に立った方針づくりを行うため、緑の基本計画を平成 30（2018）年 3 月に改定しました。

その後、中間時点における実施計画の点検・見直しと後期実施計画の策定し、令和 5 年 3 月に一部改訂しました。

※がついている語は巻末の用語解説を参照（以下同様）

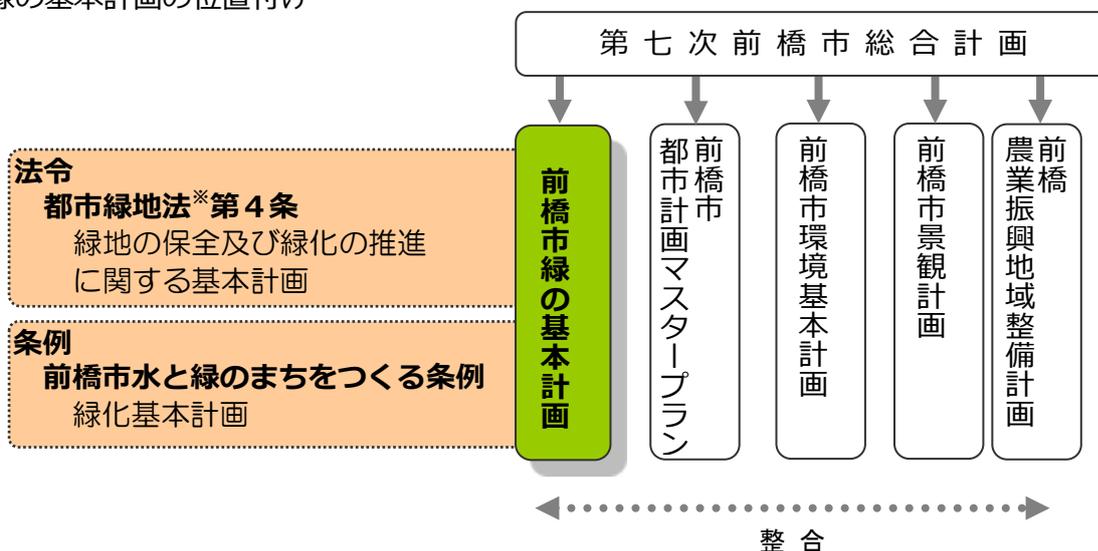
## 2 緑の基本計画の位置付け

前橋市緑の基本計画は、都市緑地法第4条に定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、前橋市水と緑のまちをつくる条例に定める「緑化基本計画」でもあります。

緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定め、将来の前橋市の緑をどうするか、そのあり方や実現に向けた考え方を示します。

本計画は、「第七次前橋市総合計画」を上位計画とし、「前橋市都市計画マスタープラン<sup>※</sup>」や「前橋市環境基本計画<sup>※</sup>」、「前橋市景観計画<sup>※</sup>」、「前橋農業振興地域整備計画<sup>※</sup>」などの分野別計画とも整合を図ります。

### ■ 緑の基本計画の位置付け



## 3 計画期間

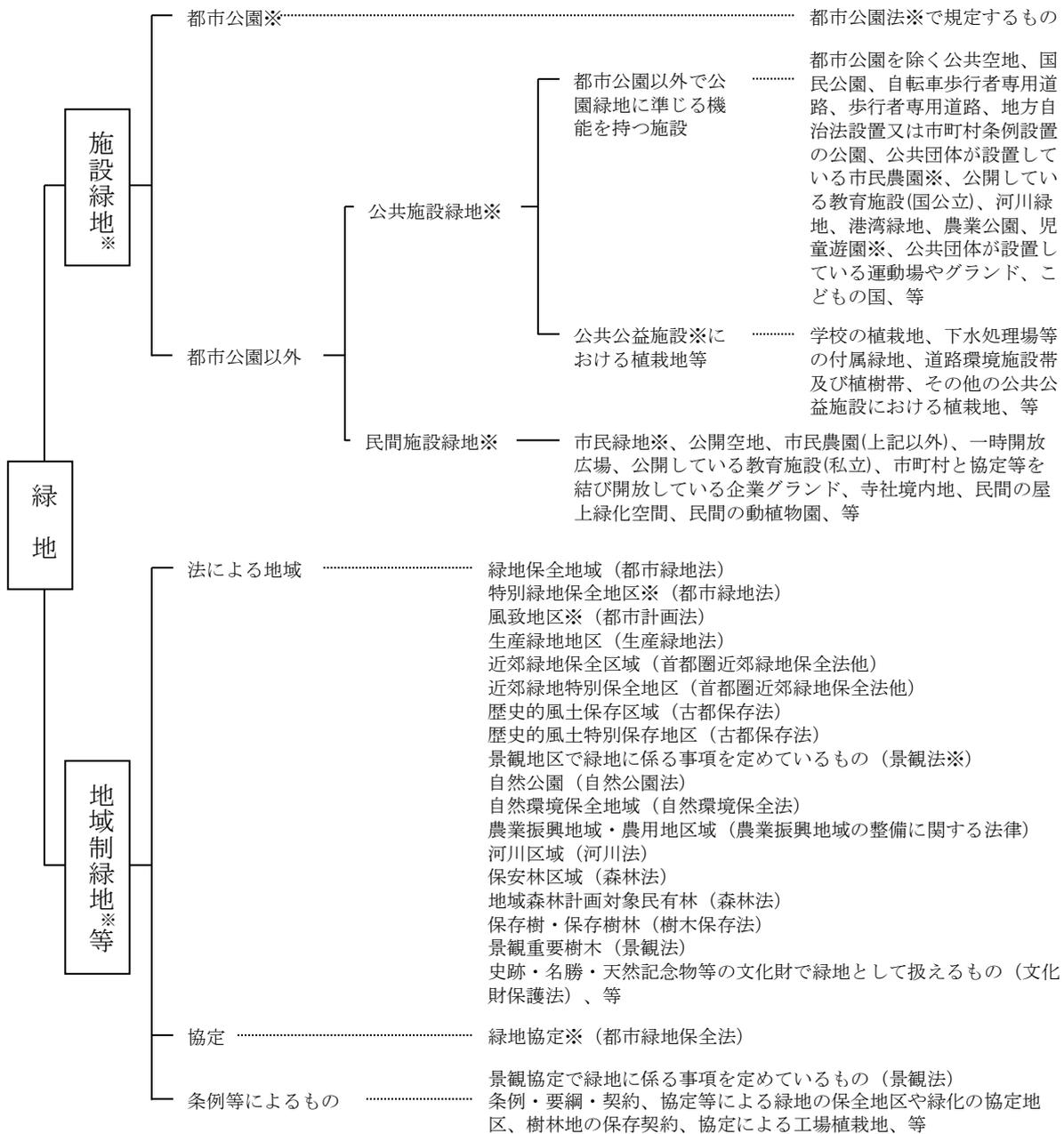
本計画の目標年次は上位計画である第7次前橋市総合計画と同一とし、計画期間は平成30（2018）年度から令和9（2027）年度の10年間とします。

計画達成の目標年次：令和9（2027）年度

## 4 緑地の定義

本計画では、下図の分類に基づき、緑地を整理します。

### ■緑地の分類



### ■言葉の定義

引用資料：新編緑の基本計画ハンドブック 平成 19 (2007) 年 4 月 社団法人日本公園緑地協会

**緑被(率)：**樹林地、草地、農地などの緑で覆われた土地のこと。緑被率は一定の土地面積に対する緑被の割合。

**緑地(率)：**公園・緑地のほか、公園・緑地に準ずる機能を持つ公共施設緑地や民間施設緑地、法、協定、条例等で担保された民有地の緑地も含む。緑地率は一定の土地面積に対する緑地の割合。

**緑化(率)：**樹木、草花を土地に植栽すること。屋上緑化、壁面緑化など。緑化率は一定の土地面積に対する緑化面積の割合。